

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針
(案)

令和 6 年 月

青森県教育委員会

目次

● 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」策定の趣旨	… 1
I 学校部活動	
1 適切な運営のための体制整備	… 2
（1）学校部活動に関する方針の策定等	
（2）指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
（1）適切な指導の実施	
（2）部活動用指導手引の活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	… 7
5 学校部活動の地域連携	… 10
II 新たな地域クラブ活動	… 11
（1）活動体制の構築	
（2）指導者の質の保障と適切な指導	
（3）活動内容	
（4）適切な休養日等の設定	
（5）活動場所	
（6）保護者負担の軽減	
（7）保険の加入	
（8）学校との連携	
III 大会等の在り方の見直し	
1 児童生徒の大会等の参加機会の確保	… 14
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	… 15
（1）大会等への参加の引率	
（2）大会運営への従事	
3 児童生徒の安全確保	… 16
4 大会等の在り方	… 17
IV 今後に向けて	… 18
V スポーツ傷害の予防と応急手当	… 19
（1）スポーツ傷害の予防	
（2）スポーツ傷害等に対する応急手当	
VI 学校部活動及び新たな地域クラブ活動 Q & A	… 23
【参考資料】	
○部活動指導計画様式（例）	… 34
○部活動指導員に対する研修内容（例）	… 36
○中学校・高等学校 学習指導要領（抜粋）	… 38
○小学校学習指導要領解説体育編 平成 29 年 7 月（抜粋）	
○中学校学習指導要領解説保健体育編 平成 29 年 7 月（抜粋）	
○高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編 平成 30 年 7 月（抜粋）	

○リンク集	…41
・関連参考資料掲載ウェブサイト	
○通知文	…43
・児童生徒の運動競技について（平成13年6月27日付け青教ス第471号）	
・中学3年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について （平成26年12月11日 文部科学省通知）	
・児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について （平成27年10月30日 スポーツ庁・文部科学省通知）	
・「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」等に関する周知及び留意事項について （平成29年4月3日 スポーツ庁・文部科学省通知）	
・運動部顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する 日本中学校体育連盟の対応 （平成30年3月30日 （公財）日本中学校体育連盟）	
・体罰根絶全国共通ルールの制定について （平成26年5月20日 （公財）全国高等学校体育連盟）	
○スポーツ少年団の理念等	…58

●「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」策定の趣旨

- 学校部活動は、学校の教育活動の一環として、各部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者）の指導の下、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の児童生徒が自主的・自発的に参加して行われている。体力や技能等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や児童生徒と教職員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における児童生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- また、学校部活動は、児童生徒、保護者及び地域の学校への信頼感をより高めることにつながるとともに、学校全体の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。
- 県教育委員会では、これまで「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「文化部活動の指針（令和元年8月）」を作成し、学校部活動の適正な実施に向けて取り組んできたところである。
- しかし、全国的に少子化が進展する中、本県においても学校部活動数が減少しており、学校や地域によっては従前と同様の運営体制では維持が難しく存続の危機にある。また、全国的には学校部活動における行き過ぎた指導や過熱化、指導する教職員の多忙化等の課題が指摘されている。
- これらの課題を踏まえて児童生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校部活動に加えて公立中学校の学校部活動の受け皿となる地域クラブ活動（以下「新たな地域クラブ活動」という。）の在り方を検討した上で、学校と地域との連携・協働の下、児童生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境等を整備する必要がある。
- 本指針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁及び文化庁）（以下「国のガイドライン」という。）及び本県の実情を踏まえ、現行の運動部活動の指針及び文化部活動の指針について、顧問の実質上の強制、専門外・指導経験のない部活動の受け持ちといった教職員の負担を軽減する仕組みづくりなど、教職員の負担の軽減を考慮して見直すとともに、新たな地域クラブ活動の実施に当たって最低限留意すべき事項を盛り込んで策定する。

I 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、本指針を参考に「設置する学校に係る部活動の方針」（以下「設置者の方針」という。）を策定する。

イ 校長は、設置者の方針に則り、毎年度、「学校部活動の活動方針」を策定する。
部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの学校部活動の活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、前記イに関し、各学校において学校部活動の活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、県教育委員会が示す「部活動指導計画様式」（例）を参考にするなどしながら、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童生徒や教職員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動※を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の児童生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、児童生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

※ 適正な数の学校部活動数の目安：複数の顧問が配置できる学校部活動数

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、児童生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行っているか、部活動顧問の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

- エ 校長は、必要に応じて学校部活動の活動方針や活動計画等について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（学校部活動連絡会等）を設定する。
- オ 学校の設置者は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- カ 学校の設置者及び校長は、教職員の学校部活動への関与について、法令や「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」に基づき、業務改善や勤務時間管理等を行う。
- キ 学校の設置者は、各学校の児童生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、各学校に設置される学校部活動が適正な数となるよう指導・助言を行う。また、必要に応じ部活動指導員を積極的に任用して学校に配置し、教職員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことができる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも教職員が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。
- ク 学校の設置者は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育を理解し適切な指導を行うために、部活動指導員に対して、学校部活動の位置付け、教育的意義、児童生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（児童生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや児童生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ケ 県教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、県内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町村等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。また、スポーツ・文化芸術団体等は、児童生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、児童生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。また、学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、児童生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が児童生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、児童生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえ、以下を基準とする。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある児童生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様の基準とする。

小学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。また、児童が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ④ 1日の活動時間は、平日、週末ともに長くても2時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

中学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑤ 主要な大会等^{*}の時期を「ハイシーズン」として活動できることとする。

ただし、「ハイシーズン」については、学校部活動の活動実態や生徒及び部活動顧問の意思等を踏まえ、校長が設定の可否を判断する。

「ハイシーズン」は、3週間以内の期間とし、期間中も原則週1日以上休養日を確保し、「ハイシーズン」以外の時期に休養日を十分確保する。「ハイシーズン」を設定した場合でも、年間の休養日を104日(平均して週2日)程度とする。

「ハイシーズン」の活動については、部活動顧問が生徒一人一人の状況を把握し、年齢や発達段階等に応じて、負荷が高くなり過ぎないようにする。また、疲労の蓄積を防ぐために練習内容等を工夫するなど、生徒の健康面に配慮する。

※ 県中学校体育連盟・県中学校文化連盟が主催する大会等や東北大会・全国大会、各種コンクールなど、学校が主要と位置付けた大会等

高等学校

- ① 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑤ 休養日や活動時間については、教育目標や学校の特色、競技種目の特性、生徒の競技に対する志向等を考慮し弾力的に取り扱えるものとする。また、主要な大会等※の時期を「ハイシーズン」として活動できることとする。

ただし、「ハイシーズン」の設定に当たっては、学校部活動の活動実態や生徒及び部活動顧問の意思等を踏まえ、校長が設定の可否を判断する。

「ハイシーズン」は、3週間以内の期間とし、その期間の活動については、部活動顧問が生徒一人一人の状況を把握し、年齢や発達段階等に応じて、負荷が高くなり過ぎないようにする。また、疲労の蓄積を防ぐために練習内容等を工夫するなど、生徒の健康面に配慮する。

「ハイシーズン」の設定を含め、休養日や活動時間について弾力的な取扱いをした場合でも、原則週1日以上休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日(平均して週2日)程度の休養日を確保する。

※ 県高等学校体育連盟・県高等学校文化連盟が主催する大会等や東北大会・全国大会、各種コンクールなど、学校が主要と位置付けた大会等

イ 学校の設置者は、1(1)に掲げる設置者の方針の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動・文化部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、当該基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる学校部活動の活動方針の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動・文化部活動における休養日や活動時間」の基準を踏まえるとともに、設置者の方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

小学校

ア 校長は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の基礎や文化芸術等の活動に親しむ態度を培うとともに、健全な心身を育み、よりよい人間形成を図るための学校部活動の観点に加え、少子化に伴う統廃合等により、地域によっては児童がやりたいスポーツ・文化芸術等の活動を主体的に選択できなくなっている現状や運動・文化芸術等の活動の機会そのものが失われていく可能性を鑑み、誰でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする学校部活動の設置等、児童の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりを推進する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、児童が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 学校の設置者及び校長は、児童数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技や分野の学校部活動を設けることができない場合には、児童のスポーツ・文化芸術等の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の児童が拠点校の学校部活動に参加する等の合同部活動等の取組や、小中連携の観点から学区内の中学校部活動との合同練習等の取組について方策を検討する。

また、長期的な視点から、小学校における運動部活動の社会体育への移行、総合型地域スポーツクラブとの連携等の可能性を広く探っていく必要がある。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な児童や障害のある児童が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は児童の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、児童の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、児童が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

中学校

ア 校長は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むことや文化芸術等の活動に親しむ基盤としての学校部活動の観点から、競技力向上・文化芸術等の能力向上以外にも運動・スポーツ・文化芸術等の活動の苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする学校部活動の設置等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる学校部活動を設置する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 学校の設置者及び校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技や分野の学校部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術等の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等の合同部活動等の取組や、小中連携の観点から学区内の小学校部活動との合同練習等の取組について方策を検討する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

高等学校

ア 校長は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むことや文化芸術等の活動に親しむ基盤としての学校部活動の観点から、競技力向上・文化芸術等の能力向上以外にも運動・スポーツ・文化芸術等の活動の苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする学校部活動の設置等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる学校部活動を設置する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

また、校長は、生徒の発達段階を踏まえ、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様なスポーツ・文化芸術等の活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重した活動に配慮する。

イ 学校の設置者及び校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技や分野の学校部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術等の活動の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組について方策を検討する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 学校の設置者及び校長は、児童生徒のスポーツ・文化芸術等の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学、特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、児童生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の児童生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、各分野の文化芸術団体等は、学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も児童生徒や保護者に周知するなど、児童生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

新たな地域クラブ活動については、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、新たな地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

新たな地域クラブ活動は、自主的な社会教育活動であるものの、学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供するものであり、学校部活動と同様に、生徒の心身の成長に配慮した活動が求められることから、活動に当たって留意すべき最低限の重要事項を以下に示す。

（１）活動体制の構築

新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、関係者間で共通理解を図る。

（２）指導者の質の保障と適切な指導の実施

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（１）に準じ、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。県教育委員会及び市町村は、指導者の資質向上に取り組むとともに、適切な指導について適宜、指導・助言を行う。

イ 新たな地域クラブ活動の指導者は、I 2（１）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、専門的知見を有する学校関係者（保健体育担当の教員や養護教諭等）や関係機関の地域人材の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 新たな地域クラブ活動の指導者は、I 2（２）の指導手引を活用して、指導を行う。

エ 県教育委員会は、適切な指導者の確保に向け、国が示す手引等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員が、円滑に営利企業への従事等の許可を得られるよう、規程や運用の改善に努める。

(3) 活動内容

ア 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツ、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保に努める。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるよう努める。

ウ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等について、生徒や保護者への周知に努める。

(4) 適切な休養日等の設定

新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、生徒が健康な生活を送れるよう、I 3アの中学校に準じた休養日や活動時間の基準を原則とする。その際、学校部活動と新たな地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、下記(8)のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、休養日や活動時間の調整を図る。

(5) 活動場所

新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が参加しやすい環境を整備するため、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校等の活用に努める。

(6) 保護者負担の軽減

新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定に努める。

(7) 保険の加入

新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ安全協会等の保険に加入するか、もしくは、指導者や参加する生徒等が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に必ず加入するよう促し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう努める。

(8) 学校との連携

ア 新たな地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、あらかじめ関係者間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、生徒の望ましい成長の保障に努める。

イ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校の設置者から必要な指導・助言を受けるなどしながら、新たな地域クラブ活動が前記(1)～(7)に示した内容に沿って適切に行われるよう努める。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

1 児童生徒の大会等の参加機会の確保

ア 県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟は、公益財団法人日本中学校体育連盟及び公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する学校体育大会について、参加資格の在り方、大会規模・日程等の在り方、運営の在り方に係る見直しが行われた場合、それらの動向を踏まえ、県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟が主催する大会においても同様の見直しを行う。

イ 県中学校文化連盟及び県高等学校文化連盟は、全国中学校文化連盟及び公益社団法人全国高等学校文化連盟が主催する大会等について、参加資格の在り方、大会規模・日程等の在り方、運営の在り方に係る見直しが行われた場合、それらの動向を踏まえ、県中学校文化連盟及び県高等学校文化連盟が主催する大会等においても同様の見直しを行う。

ウ その他の大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、新たな地域クラブ活動や複数校合同チームの児童生徒も参加できるよう、見直しを行う。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

学校の設置者が部活動指導員による引率を認めていない場合は、部活動指導員による引率が可能となるよう見直す。

【新たな地域クラブ活動】

新たな地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

イ 学校の設置者や校長は、大会運営に従事する教職員の服務上の取扱いの明確化や営利企業への従事等の許可について、適切な服務監督を行う。新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の営利企業への従事等の適切な勤務管理を行う。

ウ 学校の設置者や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教職員を含め、教職員が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、営利企業への従事等の許可を含めた適切な勤務管理を行う。

この際、学校における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮から、学校での業務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、営利企業への従事等の許可の判断を行う。

3 児童生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する児童生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。また、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、児童生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

イ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、児童生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 学校の設置者等は、学校部活動が参加する大会・試合等や地域の行事、催し等の全体像を把握し、本県の実情を踏まえた上で、児童生徒や学校部活動の指導者の過度な負担とならないよう、各学校の部活動が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、学校の設置者等が定める前記アの目安等を踏まえ、児童生徒の教育上の意義や、児童生徒や指導者の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

IV 今後に向けて

- 本県において、今後さらに少子化が進むことが見込まれており、児童生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し持続可能な活動・運営ができるようにするためには、地域で児童生徒を育てる体制を構築していくことが必要である。
- このため、県教育委員会では、令和5年4月、本県公立中学校における休日の学校部活動の地域移行について、全ての市町村が足並みを揃えて取り組んでいけるよう「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を策定し、方向性と対応策を示している。
- 学校部活動を巡る様々な課題や地域における適切な指導者の確保等、少子化と地域人口の減少の中にあって解決には困難が予測される。学校と地域の連携、地域間連携といった協力体制を強化し、持続可能な活動をめざす必要がある。
- また、競技団体においては、競技の普及の観点から、運動部活動等のスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本スポーツ協会、地域の体育・スポーツ協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する児童生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。
- さらに、芸術文化等の各分野の関係団体等においても、各分野の普及の観点から、文化部活動等や地域における芸術文化等の活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、芸術文化等の水準向上の観点から、地方公共団体や地域の文化部活動に関わる組織等とも連携し、児童生徒を、早期からの本格的な育成へ導くことができるよう、指導者養成も含めた仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。
- 県教育委員会においても、児童生徒が生涯にわたって豊かにスポーツ・文化芸術活動に参加できる基盤が確立されていくよう努める。

V スポーツ傷害の予防と応急手当

(1) スポーツ傷害の予防

スポーツ傷害はスポーツ外傷とスポーツ障害に大別される。

スポーツ外傷：比較的大きな1回の外力によるものであり、骨折、脱臼、靭帯損傷、捻挫などが含まれる。

スポーツ障害：スポーツに特徴的な反復動作により組織の炎症・破綻を生じ、スポーツ活動に支障をきたすもので、野球肘、テニス肘、ジャンパー膝、疲労骨折などが該当する。

スポーツ傷害の予防、悪化防止には以下のことに配慮することが大切である。

○ 予防のための配慮事項

- ① ウォーミングアップとストレッチングを十分に行わせる。
- ② うさぎ跳び、膝を伸ばした状態での腹筋運動、無理に押さえ付けて行う柔軟体操などの障害を引き起こしやすいトレーニングは避ける。
- ③ 不調の早期発見に努める。

児童生徒は、体の痛みがあるにもかかわらず、我慢して練習を継続していることがよくある。そのため、症状がかなり悪化してから発見され、治療期間が長引くこともある。日常の観察の中で状況を判断し、不調を早期に発見し適切な治療を受けさせるようにすることが大切である。

また、体の調子が悪いときは、進んで申し出るよう指導することが大切であり、日頃から、児童生徒が申し出やすい雰囲気作りを心がけることも重要である。

学校部活動の現場においては、時間が限られていることから、ウォーミングアップとストレッチング、クーリングダウンにかける時間が不足しがちである。スポーツ傷害の予防の観点からは、しっかり時間をとって行うことが重要であり、そのためには、効率の良い練習メニューの考案・作成も必要となる。

ア ウォーミングアップとストレッチング

スポーツ傷害の予防とともに運動能力を引き出すために、ジョギングなどのウォーミングアップで筋肉群の筋温を高めるとともに、呼吸・循環器機能を向上させ、運動負荷に体を慣らすことが必要である。その際、ジョギングのみでなく、関節や筋肉のストレッチングも行うことが適当である。

イ ストレッチングの基本的な進め方

- ① 筋肉に軽い緊張を感じる程度に、はずみをつけずに伸ばす。
- ② 呼吸を止めずに、自然な呼吸状態で行う。
- ③ 一つのストレッチングを 10～30 秒程度維持し、2～4 回繰り返す。
- ④ 左右を行う。
- ⑤ 対抗筋をストレッチするため、反対方向も行う（例：大腿四頭筋とハムストリング等）。

ウ クーリングダウン

クーリングダウンは、スポーツ終了時に負荷量を徐々に減らして循環器や筋肉、関節に残る疲労を最小限にすることである。その際、ウォーミングアップと同様にジョギングやストレッチングを行う。

エ テーピング

テーピングには捻挫などの外傷後の応急処置として行うテーピング、傷害予防や再発予防で行うテーピング等がある。外傷後に行うテーピングには、圧迫による腫脹の抑制が期待できる。また、テーピングにより関節可動域を制限することで、関節不安定性の改善が得られ、選手の精神的な安心感を得ることもできる。テーピングの目的により非伸縮性テープ、伸縮性テープを使い分け、体毛が生えている場所や皮膚が弱い場所には直接テープを貼らずにアンダーラップを使って皮膚を保護するようにする。

オ メディカルチェック

メディカルチェックは、運動参加の安全性を確認するため、運動参加前に医師が身体特性を評価することである。心血管疾患や喘息等の呼吸器疾患等を評価する内科的メディカルチェック、関節可動域や関節弛緩性の評価、筋・腱の伸長性や緊張度、骨・関節の配列であるアライメントチェック等を行う整形外科的メディカルチェックがある。スポーツを行うに当たっては、現在の身体特性や過去の傷害を認識して無理のかからないスポーツ活動を選択することが傷害の予防に有効である。

カ アライメントチェック

アライメントチェックは、医師などが四肢の骨・関節の配列をチェックすることである。

なお、県スポーツ科学センターでは、ジュニアアスリートから一般アスリートを対象に、メディカルチェックやアライメントチェックも含まれている体力測定を行っている。（<https://www.aiss.pref.aomori.jp/>）

(2) スポーツ傷害等に対する応急手当

スポーツ中にけがをした場合には、まず全身状態の把握をすることが大切である。意識状態、呼吸の乱れがないかなどを素早くチェックする。

意識障害、呼吸障害などを認めた場合は、安全な場所で安静にし、経時的な障害の悪化がないかどうか注意深く観察するとともに、救急搬送を依頼する。

全身状態に異常がない場合には、応急手当として、以下のような対応を実施する必要がある。

ア RICE 処置

R	安静 (Rest)
I	冷却 (Ice)
C	圧迫 (Compression)
E	挙上 (Elevation)

4つの言葉の頭文字をとったもので、捻挫、骨折、打撲など、ほとんどのスポーツ外傷に対応できる処置である。

・ Rest (安静)

どんなけがでも、とにかく一度練習や試合などを中断させて安静にするのが第一である。体を動かすことによって、出血の増加や新たな傷害の併発も考えられる。骨折や捻挫部分を固定することもこの安静に含まれる。固定には、付近にある木ぎれやダンボールなどを利用してよい。

・ Ice (冷却)

外傷を起こすと、ほとんどの場合、内出血が生じる。これを最小限に留めるために有効な方法が冷却である。けがの直後に冷却することで、二次的な腫れ、痛みを予防することができる。足や手の関節ならバケツの氷水に浸せばよい。

1回の冷却は20～30分とし、1～2時間の間隔をおいて繰り返す。

・ Compression (圧迫)

圧迫することで、けがの部分の腫れ、内出血等を少なくすることができる。受傷直後から、冷却と並行して行う。あまり圧迫が強いと循環不良となるので注意が必要である。パッドやフェルト、スポンジなどで軽く圧迫し、包帯やテープで固定する。

圧迫時間は約20分が適当である。

・ Elevation (挙上)

けがの部分が腫れるのは、局所に血液やリンパ液が溜まってくるからである。けがの部分を高く上げておけば、流れ込む血液量などが減少して腫れを最小限にすることができる。

イ けがの対応

・創傷

切り傷や擦り傷は、水で局所を洗い流し砂や土などの異物を取り除き、清潔にする。その後、清潔な被覆剤（絆創膏やガーゼなど）で保護する。

出血しているときは、ガーゼ、タオルなどで強く圧迫して止血する。

・捻挫

まず RICE 処置を行う。冷却しながら圧迫包帯をして挙上する。マッサージは行わず、翌日までは安静にする。

・骨折

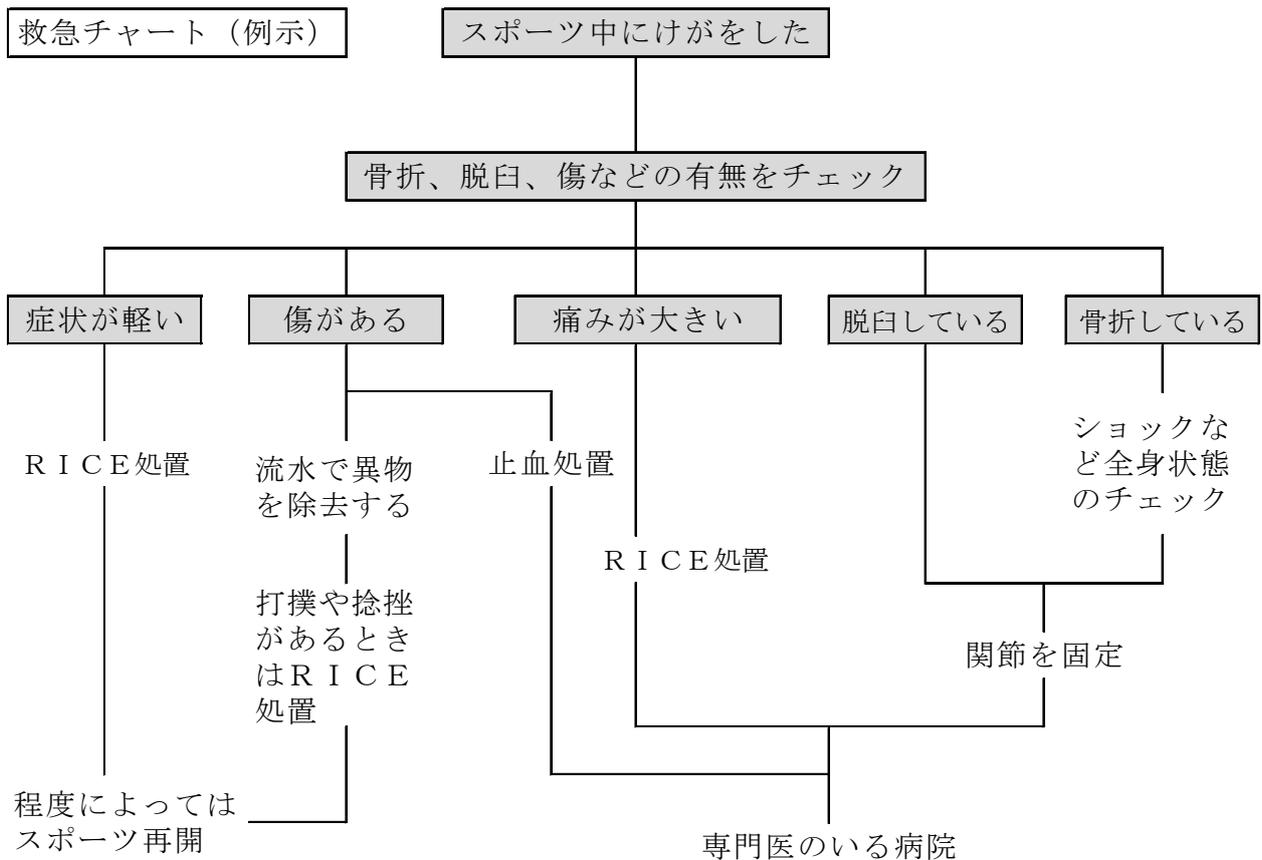
すぐに副木等を用いて固定し、直ちに医療機関を受診する。骨折部周囲の皮膚に傷がある場合は、開放骨折の可能性が高いため、清潔なガーゼやタオルなどで傷を覆い、直ちに医療機関・救急病院を受診する。

・脱臼

けがをした関節を簡単に固定し、直ちに医療機関・救急病院を受診する。

・打撲

四肢の打撲の場合はすぐに RICE 処置を行う。頭や胸腹部の打撲の場合には、全身状態のチェックを行う。



Q & A

VI 学校部活動及び新たな地域クラブ活動 Q & A

(1) 学校部活動 Q & A

【意義に関すること】

Q 1 学校部活動の意義について教えてください。

A 1 学校部活動は、主として放課後を活用し、スポーツ・文化芸術に共通の興味や関心をもつ同好の児童生徒が、部活動顧問などの適切な指導の下に、自主的、自発的に行うものです。

学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら活動することで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとなります。

運動部については、「する」ことのみならず、「みる」「支える」「知る」ことなど、自己の適性等に応じて、スポーツとの多様な関わり方について考えることを通して、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していく資質・能力の育成などの効果が期待されます。

また、文化部については、多様な学びや経験をする場、自らの興味・関心を深く追求する機会を通して、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成していく資質・能力の育成などの効果が期待されます。

【体制整備等に関すること】

Q 2 外部指導者（教職員以外）の委嘱や部活動指導員の任用に当たって、どのようなことに注意する必要がありますか。

A 2 外部指導者の委嘱や部活動指導員の任用に当たっては、校長や部活動担当教員は機会をとらえ、外部指導者等と話し合い、相互の人間関係を円滑にしておくことが大切です。外部指導者等には、学校の指導方針に基づいて指導に当たることを理解してもらう必要があります。

Q 3 外部指導者（教職員以外）と部活動指導員の違いについて教えてください。

A 3 外部指導者は、校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に学校部活動の指導に当たっている者のことです。

部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 により、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員と規定されています。（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）

また、部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、学校部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行います。校長は、部活動指導員に学校部活動の顧問を命じることができます。

なお、外部指導者及び部活動指導員は、いずれも国のガイドライン及び本指針を遵守して指導をすることが大切です。

Q 4 会議・出張等で直接指導できない場合には、どのようなことに配慮したらよいでしょうか。

A 4 学校部活動の活動中には、顧問が練習に立ち会うことが原則ですが、公務等の都合でできないこともあります。

事前に分かっている場合は、練習日を変更することが必要です。

また、外部指導者等との連携を密にして、練習開始時間・終了時間の連絡や練習内容・練習場所等についても明確にしておく必要があります。

Q 5 学校部活動中の事故が発生した場合、顧問の責任問題はどのようになるのでしょうか。

A 5 国・公立学校の教職員の過失による事故の場合、国家賠償法第1条が適用され、学校の設置者である市町村、都道府県又は国が賠償責任者となります。しかし、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は地方公共団体は、その公務員に対して求償権を有するとされています。

重大事故発生の場合には、裁判で争われることも少なくありません。そこでは、計画に無理がなかったか、指導に安全を確保する義務（危険予知義務）、危険な結果を回避する義務（危険回避義務）などの注意義務の違反がなかったか等について問われます。

事故を恐れるあまり、活動を制限することは決して望ましいことではありませんので、適正な指導計画の下で安全に配慮した指導を行い、積極的にスポーツ・文化芸術活動を推進する中で、事故防止に万全を期すことが大切となります。

Q 6 校外の施設に移動する際や対外試合（練習試合を含む。）の際に、児童生徒の輸送のために、教職員が自動車を運転することはできるのでしょうか。

A 6 公立学校の教職員の場合、対外試合等の児童生徒の輸送のために自動車を運転することはできません。

【指導に関すること】

Q 7 学校部活動には、必ず入部しなければならないのでしょうか。

A 7 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に共通の興味や関心をもつ同好の希望する児童生徒によって行われる活動のため、必ず入らなければならないものではなく、任意加入となります。

また、教職員や顧問の意向で児童生徒を無理に入部させることは望ましいことではありません。

Q 8 専門外の学校部活動の顧問になった場合、どのようなことに留意したらよいでしょうか。

A 8 顧問にとって、実技指導ができることが理想ですが、専門外の顧問になるといった状況も見られます。顧問の役割としては、実技指導以外にも生活面の指導や社会的態度の育成等も大切な指導の一つとなります。

そこで、次の事項に留意して指導することが大切です。

- ①毎日の活動に努めて立ち会い、部員との人間関係や競技・分野への理解を深める。
- ②必要に応じて、地域の指導者等の外部指導者や部活動指導員を活用する。また、条件が整えば、専門的な指導力をもった地域の指導者等を依頼し、顧問も一緒に学ぶ。
- ③講習会・研修会等へ積極的に参加し、指導力を高めるとともに、他校の顧問と交流を図り、情報収集に努める。

Q 9 学校部活動を実施するに当たって、どのようなことに配慮する必要がありますか。

A 9 学校部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、児童生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが必要です。

その上で、児童生徒が参加しやすいように実施形態等を工夫するとともに、児童生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、バランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。

Q 10 保護者の中には試合に勝つことのみを求めがちになる傾向の人も見られますが、本来の学校部活動の在り方を保護者に理解してもらうためには、どうしたらよいでしょうか。

A 10 保護者に学校部活動を正しく理解してもらうことは、運営上欠かすことができない大切なことです。

児童生徒のみならず、保護者の思い、悩み等を把握した上で、学校部活動の指導方針、活動計画等の理解を得るため、「学校部活動だより」の発行や、定期的に保護者会を開催すること等により望ましい学校部活動の在り方について啓発を図っていく必要があります。

【休養日等に関すること】

Q 11 中学校、高等学校における「オフシーズン」とは何ですか。

A 11 オフシーズンとは、長期休業中などにおいて各学校部活動が主体となって定めた一定期間の休養日のことです。

指導者は、生徒の心身の状態を整えるためにオフシーズンを有効に活用する必要があります。

【環境整備に関すること】

Q 12 児童生徒数の減少に伴い、単独校での対外試合やコンクール等への参加が難しい状況の場合は、どのように参加したらよいですか。

A 12 児童生徒数の減少や単独校での実施が困難な小規模校などの学校部活動においては、近隣の学校と合同で組織し、日常の活動を行うといった取組とともに、複数校合同の大会参加が考えられます。

Q 13 異なる校種と合同で練習したいのですが、留意することがあったら教えてください。

A 13 中学生が高校生と合同で練習を行うことは、交流を図るだけでなく、技術的、精神的向上にも大きく寄与するものと考えます。

しかし、中学生が高校生と同じ質量の練習を続けていくと、発達段階等の違いから、スポーツ傷害を引き起こす可能性もありますので、指導者は、このことに留意しながら練習計画を組むことが必要です。その際、練習会場や使用器具、交通手段など、安全に対する配慮も必要となります。

また、高校野球については、日本高等学校野球連盟規程集に中学野球・少年野球等との交流・接触に関する規程があり、詳細について確認する必要があります。

Q 14 小学校において、運動部活動からスポーツ少年団等の社会体育へ移行する際の留意点はありますか。

A 14 社会体育への移行に際しては、まず、学校、市町村等の実情に即して協議会等を開催し、それぞれの学校、市町村等における児童スポーツ活動の現状や予想される未来等について、学校、家庭、地域、関係団体、行政等関係者で共通理解を深め、現在行われている児童スポーツ活動がこれから先も継続できるのか等を確認する必要があります。そして、そこでの共通理解・確認を土台として、学校、市町村等としての進むべき方向性を検討していくことが大切です。

※詳細は p 41 「関連参考資料掲載ウェブサイト（望ましい児童スポーツ活動に向けた取組に関する報告書）」参照

【大会参加等に関すること】

Q 15 学校教育活動としての対外運動競技（大会）の参加に当たって留意点はありますか。

A 15 次の事項に留意するものとしています。

- 1 学校教育活動としての対外運動競技の参加について
 - ① 国、地方公共団体若しくは学校体育団体（小学校においては小学校長会を含む。）の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とすること。
 - ② 大会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないこと。
 - ③ 参加する本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、保護者の理解を十分得るようにすること。
- 2 運動競技会の開催・参加回数等について
 - ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として都道府県内における開催・参加とする。
 - ② 中学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
 - ③ 高等学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加のほかに、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。
 - ④ このほか、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会（公益財団法人日本スポーツ協会）の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省と財団法人日本体育協会（公益財団法人日本スポーツ協会）ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

児童生徒の引率の取扱いについては、大会ごとにその都度確認が必要となります。

※平成13年6月27日付け青教ス第471号「児童生徒の運動競技について」から引用

※詳細はp43「通知文」参照

Q 16 児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加に当たって留意点はありますか。

A 16 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等への参加については、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものとしています。その際の授業への出欠については「出席」扱いにすることが適当です。また、その他国際大会についても校長の判断により同様の取扱いが可能です。

※詳細はp53「通知文」参照

(2) 新たな地域クラブ活動 Q & A

【意義に関すること】

Q17 新たな地域クラブ活動の意義について教えてください。

A17 新たな地域クラブ活動は、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指すものです。そのため、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要です。

【体制整備等に関すること】

Q18 新たな地域クラブ活動中の事故が発生した場合、活動中の運営主体・実施主体の責任問題はどのようになるのでしょうか。

A18 新たな地域クラブ活動は、学校の教育活動の一環とはならないため、運営主体・実施主体が賠償責任者となります。指導者に故意又は重大な過失があったときには、その指導者に対し責任が問われることも考えられます。

【指導に関すること】

Q19 新たな地域クラブ活動を実施するに当たって、どのようなことに配慮する必要がありますか。

A19 児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について検討することが必要です。

【環境整備に関すること】

Q20 地域移行へ向けた環境整備について教えてください。

A20 地域移行へ向けた環境整備については、令和5年4月に策定された「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」に、地域移行へ向けた環境整備や支援策に係る内容についての青森県の考え方や取組方針が記載されていますので、そちらを参考にしてください。

【大会参加等に関すること】

Q21 新たな地域クラブ活動における大会等の参加について教えてください。

A21 主催団体が示す大会参加手続に関わる要項等を参考に、大会参加資格や遵守すべき事項などの条件を満たしているか確認する必要があります。

(3) 児童生徒の活動中の安全に関するQ & A

Q 22 活動中の事故防止を図るにはどのような配慮が必要ですか。

A 22 活動中の事故防止については、普段から細心の注意を払い、事故を未然に防ぐことが重要であり、特に、次の事項に留意することが必要です。

- ① 児童生徒の日常の健康状態を把握し、健康観察をはじめとする健康管理を的確に行う。
- ② 児童生徒の実態にあった無理のない指導計画を作成する。
- ③ 施設・設備及び器具・用具の事前点検・整備を励行する。
- ④ 準備運動や整理運動を十分に行う。
- ⑤ 普段から自他の安全に留意して活動できる態度を育成する。

Q 23 対外試合・大会出場中や休日での活動実施に伴う移動中にけがをした場合、各種保険の対象になるのでしょうか。

A 23 (独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる、学校部活動の対外試合・大会出場中及び休日に行われる学校部活動(登下校も含む。)は、学校の教育計画上の範囲のものとし、次の要件を満たすものが対象となります。

- ① あらかじめ学校がその責任において、指導計画を立てて参加又は実施したものであること。
- ② 解散されるまでの間、児童生徒の行動等について、顧問の適切な指導が行われるものであること。

なお、新たな地域クラブ活動中のけがについては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とならないため、スポーツ安全協会等の保険に加入し、適切な補償が受けられるようにする必要があります。

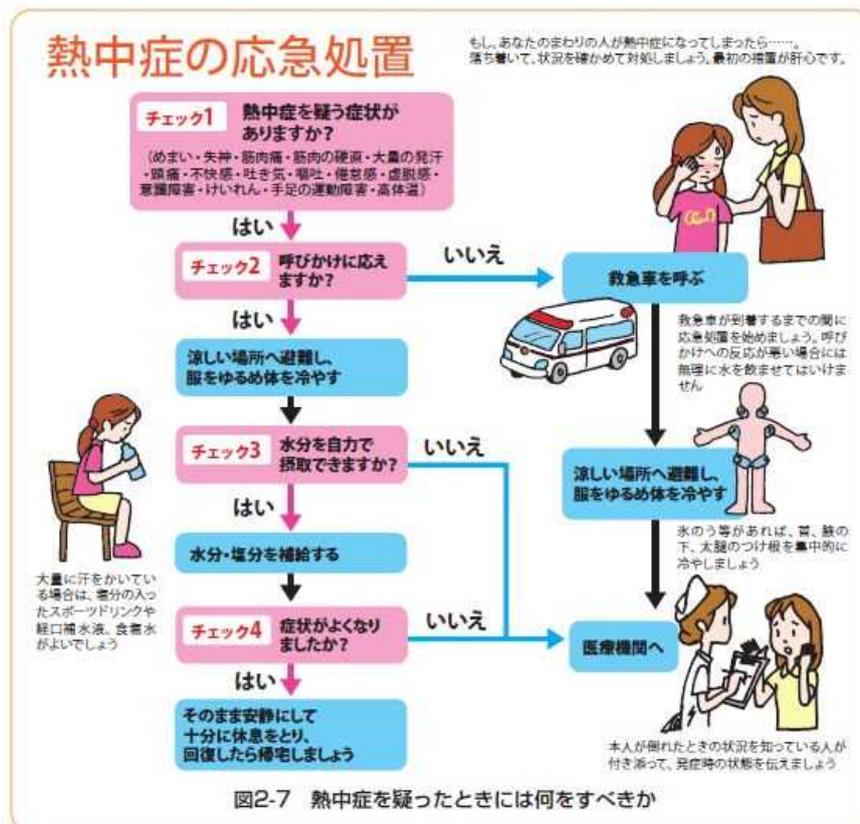
Q24 「熱中症」とは、どういうもので、どのように対処したらよいでしょうか。

A24 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされるなどすることにより発症する障害の総称です。

スポーツ活動では筋肉で大量の熱が発生するため、それだけ熱中症の危険が高くなります。激しい運動では、短時間でも、また、それほど気温が高くない場合でも熱中症が発生しています。暑い中ではトレーニングの質が低下するため、無理にトレーニングしても効果は上がりません。したがって、熱中症を予防するトレーニング方法や水分補給等を心がけることが、事故予防という観点だけでなく、効果的なトレーニングという点からも重要です。

熱中症は、適切な予防措置により防げるものです。熱中症の発生には、環境の条件、運動の条件、個人のコンディションが関係しており、以下のような対策が必要です。

- ①環境条件を把握しておく。活動を行う場所で WGBT（湿球黒球温度）を計測し、運動や水分補給の参考にする。
- ②状況に応じて休憩をとり、水分補給を行う。
- ③暑さに徐々に慣れる。
- ④個人の条件や体調を考慮する。
- ⑤服装に気をつける。
- ⑥具合が悪くなった場合には早めに措置をとる。
- ⑦無理な運動はしない。



※「熱中症環境保健マニュアル 2022（環境省）」から引用

※詳細は p 41「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照

Q 25 「過換気症候群」とは、どういうもので、どのように対処したらよいのでしょうか。

A 25 スポーツ活動中・活動後の過呼吸や精神的ストレスなどが原因で過換気になり、その結果、様々な症状が現れる状態です。

トレーニング中に急に呼吸が激しくなり、酸素を吸い過ぎるため、血中から炭酸ガスが異常に多く排出されることによって、めまい、手、足、口唇などのしびれやけいれんなどを起こします。これらの症状でさらに不安が増し、「過呼吸」となってしまいます。

そのような児童生徒への対処方法として、精神的不安を取り除く「言葉がけ」をし、ゆっくり呼吸するように指示します。なお、現在では袋等を口に当てる方法は推奨されていませんので注意が必要です。

Q 26 女子生徒の健康管理には、どのような配慮が必要ですか。

A 26 《女性アスリートの三主徴》

①摂食障害の有無によらない利用可能エネルギー不足

→運動量に見合った食事が摂れていないこと。

②視床下部性無月経

→初経発来がみられなかったり、3か月以上月経が止まったりすること。

③骨粗鬆症

→骨密度が低いこと。

女性アスリートの三主徴は、この3つの疾患が独立して存在するものではなくそれぞれが関連し合っていますが、この三主徴のはじまりは利用可能エネルギー不足と考えられていますので、指導者は兆候を見逃さないように注意が必要です。また、女性アスリートは、月経開始の3～10日前から精神的・身体的症状がみられ月経開始とともに消失する月経前症候群や、生理中の腹痛や腰痛が強くみられる月経困難症により、パフォーマンスに大きく影響を及ぼすことがあり、このような症状にも配慮をすることが重要です。

※「Health Management for Female Athletes Ver3ー女性アスリートのための月経対策ハンドブックー（東京大学医学部附属病院女性診療科・産科）」から引用

※詳細は p 42 「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照

Q 27 「バーンアウト（燃え尽き症候群）」とは、どういうことをいうのでしょうか。

A 27 長期間一つのスポーツを続けてきた人が、そのスポーツがいやになってしまい、燃え尽きたように気力を失ってしまう現象のことです。

未然に防ぐためには、過度の練習が、必ずしも体力・運動能力の向上につながることを正しく理解し、児童生徒が生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図るよう配慮が必要です。

Q 28 食物アレルギー等を含むアナフィラキシーとは、どのようなもので、どのような配慮が必要ですか。

A 28 アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時かつ急激に出現した状態です。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

活動中にアナフィラキシーが起きる可能性もあるため、アナフィラキシーに関する基礎知識、対処法などに習熟しておく必要があります。

アナフィラキシーの分類

① 食物アレルギー

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のことをいいます。

② 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発されるものです。発症は非常にまれではあるが、発症した場合には、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり注意が必要です。

③ 運動誘発アナフィラキシー

特定もしくは不特定の運動を行うことで誘発されるアナフィラキシー症状です。食物依存性運動誘発アナフィラキシーと違って食事との関連はありません。発症は非常にまれです。

④ 昆虫

蚊やハチ、ゴキブリ、ガ、チョウなどがアレルギーの原因となりますが、アナフィラキシーの原因となりやすいのはハチによるものです。人を刺すスズメバチ亜科とアシナガバチ亜科、ミツバチ科が問題となります。

⑤ 医薬品

抗生物質や非ステロイド系の抗炎症薬、抗てんかん薬などが原因になります。発症の頻度は決して多いわけではありません。

⑥ その他

用具に使われているラテックス(天然ゴム)*の接触や粉末の吸入などその原因は様々です。

* 注意を要する具体例：輪ゴム、ゴム手袋、ゴムを素材としたボール、ゴム風船など

緊急時に備えた処方薬

① 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)

内服してから効果が現れるまでに30分以上かかるため、アナフィラキシーなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできません。軽い皮膚症状などに対して使用するものです。

② アドレナリン自己注射薬(エピペン®)

エピペン®はアナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬です。また、一時的な緊急補助治療薬ですから、使用した後は速やかに医療機関を受診しなければなりません。

※「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」から引用

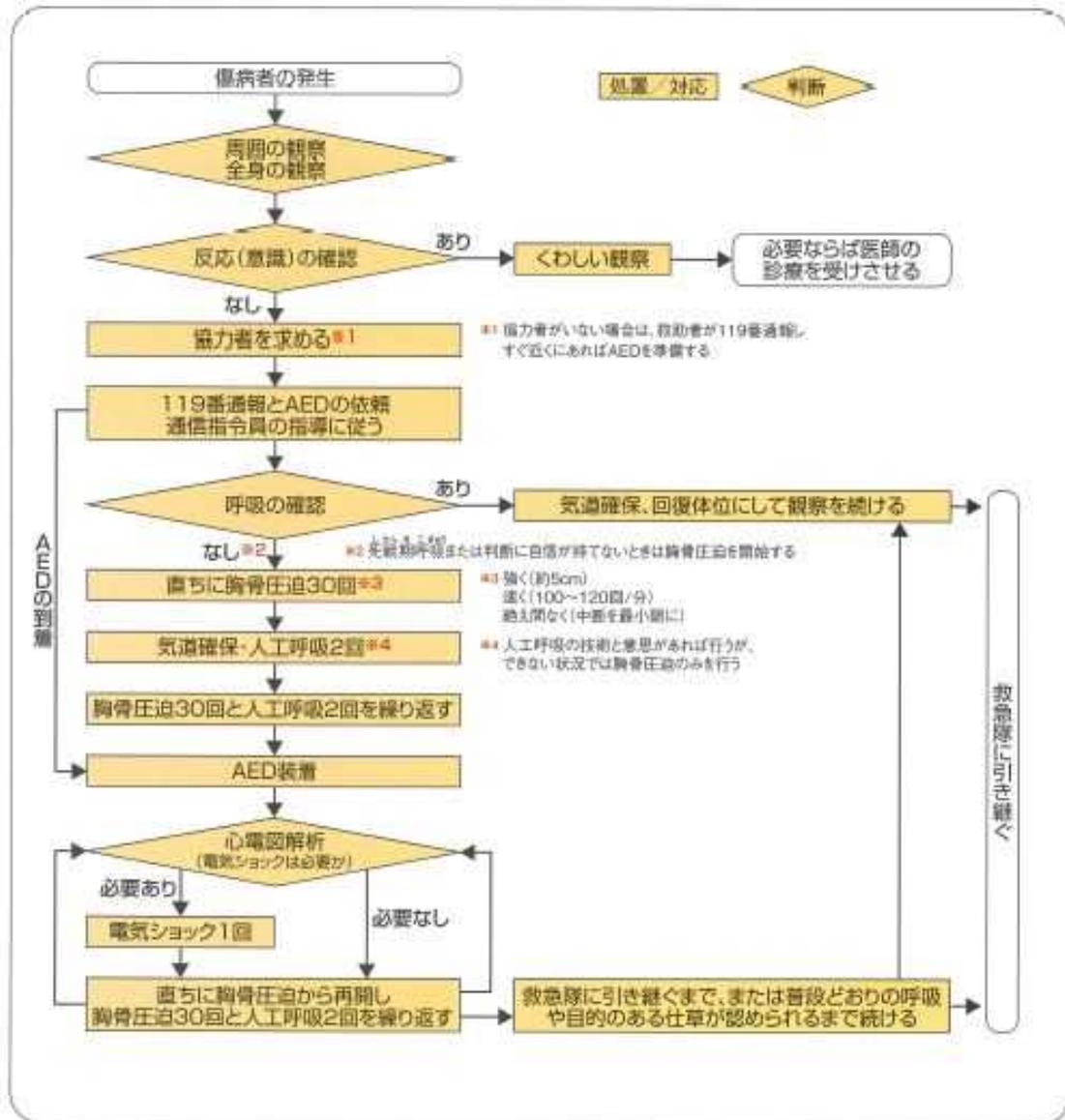
※詳細は p 42「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照

Q 29 万が一、事故が発生したときには、どのような緊急対応が必要ですか。

A 29 万が一、事故が発生した場合は、一次救命処置による迅速かつ適切な対応が必要となります。

一次救命処置とは、心肺蘇生や、AEDを用いた除細動など、心臓や呼吸が停止した傷病者を救命するために行う緊急処置のことです。

【一時救命処置の手順（心肺蘇生、AEDを用いた除細動）】



※「一次救命処置の手順（日本赤十字社）」から引用

※詳細は p 42 「関連参考資料掲載ウェブサイト」参照

参 考 资 料

【参考資料】

○部活動指導計画様式（例）

2023 年度 年間指導計画表(〇〇中学校〇〇部)【例】

実施状況 1: 週休日・祝日の活動日(振替休業等での活動日) 2: 休養日(振替休業日での休養日) 3: 平日活動日 4: 平日休養日

年間 週休日・祝日合計 124 日 「1」の計 63 日 「2」の計 61 日 平日の計 241 日 「3」の計 180 日 「4」の計 61 日 「2・4」の計 122 日

4 月		週休日・祝日合計 10 日					「1」の計 5 日					「2」の計 5 日					平日合計 20 日					「3」の計 14 日					「4」の計 6 日					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
実施状況	1	2	3	3	4	4	4	1	2	3	3	4	3	3	1	2	3	3	4	3	3	1	2	3	3	4	3	3	1	2		
休養日		○			○	○	○		○			○				○			○				○			○				○		
備考							入学式																							昭和の日		

5 月		週休日・祝日合計 12 日					「1」の計 7 日					「2」の計 5 日					平日合計 19 日					「3」の計 15 日					「4」の計 4 日					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
実施状況	3	3	2	1	1	1	2	3	3	4	3	3	1	2	3	3	4	3	3	2	2	1	3	4	3	3	1	1	4	3	3	
休養日			○					○						○			○		○	○			○							○		
備考			憲法記念日	みどりの日	こどもの日														運動会			代休										

6 月		週休日・祝日合計 10 日					「1」の計 7 日					「2」の計 3 日					平日合計 20 日					「3」の計 12 日					「4」の計 8 日					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
実施状況	3	1	1	1	4	3	3	3	3	1	2	3	3	4	3	3	1	1	3	2	4	3	3	1	2	4	4	4	4	4		
休養日					○						○				○					○	○				○	○	○	○	○	○		
備考																	中体連	中体連	中体連	代休										期末テスト		

2023 年度 年間指導計画表(〇〇高等学校〇〇部)【例】

※原則週1日以上の休養日の確保しながら、年間で104日(平均して週2日)以上程度の休養日を設けましょう。

実施状況 1: 週休日・祝日の活動日(振替休業等での活動日) 2: 休養日(振替休業日での休養日) 3: 平日活動日 4: 平日休養日

年間 週休日・祝日合計 123 日 「1」の計 70 日 「2」の計 53 日 平日の計 242 日 「3」の計 175 日 「4」の計 67 日 「2・4」の計 120 日

4 月		週休日・祝日合計 10 日					「1」の計 9 日					「2」の計 1 日					平日合計 20 日					「3」の計 16 日					「4」の計 4 日					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
実施状況	1	2	3	3	3	3	4	1	1	3	3	4	3	3	1	1	4	3	3	3	3	1	1	4	3	3	3	3	1	1		
休養日		○					○					○					○							○								
備考							入学式																							昭和の日		

5 月		週休日・祝日合計 11 日					「1」の計 9 日					「2」の計 2 日					平日合計 20 日					「3」の計 9 日					「4」の計 11 日					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
実施状況	4	3	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	2	2	4	4	4	3	3	1	1	4	3	3	3	3	1	1	4	3	3	
休養日	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○						○								○		
備考			憲法記念日	みどりの日	こどもの日	春季大会	春季大会										中間考査	中間考査	中間考査													

6 月		週休日・祝日合計 10 日					「1」の計 5 日					「2」の計 5 日					平日合計 20 日					「3」の計 13 日					「4」の計 7 日					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
実施状況	3	1	1	1	3	2	3	3	3	1	2	3	3	3	3	3	1	2	3	3	3	4	4	2	2	4	4	4	4	4		
休養日						○					○								○				○	○	○	○	○	○	○	○		
備考			高校総体	高校総体	高校総体	高校総体	振替休業																							期末考査	期末考査	

2023

年度

4月

月間指導計画表【例】

学校名		担当部活動	
職名		氏名	

日	曜	予定			実績			休養日	備考
		開始	終了	時間	開始	終了	時間		
1	土	9:00	12:00	3:00	9:00	12:00	3:00		
2	日			0:00			0:00	○	
3	月	9:00	12:00	3:00	9:00	11:30	2:30		
4	火	9:00	12:00	3:00	9:00	12:00	3:00		
5	水			0:00			0:00	○	
6	木			0:00			0:00	○	
7	金			0:00			0:00	○	入学式
8	土	9:00	12:00	3:00	9:00	11:45	2:45		
9	日			0:00			0:00	○	
10	月	16:30	18:30	2:00	16:30	18:00	1:30		
11	火	16:30	18:30	2:00	16:30	18:00	1:30		
12	水			0:00			0:00	○	
13	木	16:30	18:30	2:00	16:30	18:30	2:00		
14	金	16:30	18:30	2:00	16:30	18:30	2:00		
15	土	9:00	12:00	3:00			0:00		
16	日			0:00			0:00	○	
17	月	16:30	18:30	2:00			0:00		
18	火	16:30	18:30	2:00			0:00		
19	水			0:00			0:00	○	
20	木	16:30	18:30	2:00			0:00		
21	金	16:30	18:30	2:00			0:00		
22	土	9:00	12:00	3:00			0:00		
23	日			0:00			0:00	○	
24	月	16:30	18:30	2:00			0:00		
25	火	16:30	18:30	2:00			0:00		
26	水			0:00			0:00	○	
27	木	16:30	18:30	2:00			0:00		
28	金	16:30	18:30	2:00			0:00		
29	土	9:00	12:00	3:00			0:00		
30	日			0:00			0:00	○	
合計時間				45:00			18:15	11日	

○ 部活動指導員に対する研修内容【例】

スポーツ、運動、学校部活動等における多様な価値に反して、けがやインテグリティ（高潔性・健全性）に関する問題は後を絶たない。

学校部活動の指導に関わる者は、児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものであるという認識のもと、学校部活動が「学校における教育活動の一環」であることに鑑み、教育者としての資質を有することが必要である。

その資質には、以下の項目等が挙げられる。

- ア 学校部活動の意義及び目的
- イ 学校組織人としての服務（教育公務員に準じる）
- ウ 教育的心情
- エ 児童生徒理解
- オ 運動の特性理解
- カ 児童生徒及び運動についての科学的認識
- キ マネジメント

これらは、指導者自身の自覚と研鑽によって維持・向上することが強く望まれるところである。しかし、実態としては、指導者自身の経験値を頼りにした指導が見られ、児童生徒や運動についての科学的知見に基づいた指導から乖離している場合があり、例えば、次のようなことが危惧される事項として挙げられる。

【不公平である】

レギュラー、補欠、ポジション等の選択の際、指導者との関係性によって決定してしまう。

【不公正である】

正しいこと以上に、勝つこと、もうかること、得ること等の関係で判断し、行動する。

【不勉強である】

運動や身体についての科学的認識、生活への影響、児童生徒の心身の発達との関係について知らないまま指導する。

【謙虚さが無い】

児童生徒や保護者に対して威圧的に指導したり対応したりする。

学校や児童生徒・家庭、地域の事情を理解しようとしてせず、自分の考えで言動する。

【けがの予防と対応についての知識及び行動が不足している】

けがの予防対策が不十分で、児童生徒を含めた他者にけがの原因を求め、知識や行動の見直しが不十分である。

【学校の設置者等において実施する研修】

ア 学校部活動の意義及び目的

- ・スポーツの多様な価値、インテグリティ、学校教育及び学習指導要領
- ・学校部活動の意義及び位置付け

イ 学校組織人としての服務（教育公務員に準じる）

- ・部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ・服務（校長の監督を受けること、児童生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・学校部活動の管理運営（会計管理等）

ウ 教育的心情

- ・使命感、児童生徒への愛情、信頼関係づくり

エ 児童生徒理解

- ・生徒指導に係る対応

オ 運動の特性理解

- ・機能的特性、構造的特性、効果的特性

カ 児童生徒及び運動についての科学的認識・指導方法

- ・児童生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導
- ・女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ・運動生理学、バイオメカニクス、スポーツ心理学の知見とその活用

キ マネジメント

- ・顧問や学校部活動を担当する教諭等との情報共有
- ・事故が発生した場合の現場対応、保護者等への対応

【学校において実施する研修】

ア 学校部活動の意義及び目的

- ・学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底を含む）

イ 学校組織人としての服務（教育公務員に準じる）

- ・学校、各部が抱える課題

ウ 教育的心情

- ・学校で期待される指導者の心情

エ 児童生徒理解

- ・学校、各部員の実態

オ 運動の特性理解

- ・学校、各部の運動の特性

カ 児童生徒・運動についての科学的認識

キ マネジメント

- ・学校の教育活動との関連
- ・学校、各部における用具・施設の点検・管理の仕方

○中学校・高等学校 学習指導要領（抜粋）

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）第 1 章総則第 5 の 1 のウ

高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月公示）第 1 章総則第 6 款の 1 のウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

○小学校学習指導要領解説体育編 平成 29 年 7 月（抜粋）

第 3 章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 体育・健康に関する指導

＜クラブ活動，運動部の活動＞

クラブ活動，運動部の活動は，スポーツ等に共通の興味や関心をもつ同好の児童によって行われる活動であり，体育の授業で学習した内容を発展させたり，異なる学級や学年の児童との交流を深めたりするなどの成果が期待される。

このうちクラブ活動は，学校において適切な授業時数を充てるものとしており，学校や地域の実態等を考慮しつつ，児童の興味・関心を踏まえて計画的に実施することが大切である。

また，運動部の活動は，主として放課後を活用し，特に希望する児童によって行われるものであるが，児童の能力や適性などを考慮し，教師などの適切な指導の下に，自発的，自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

○中学校学習指導要領解説保健体育編 平成 29 年 7 月（抜粋）

第 3 章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章第 5 の 1 のウ）

○高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編 平成 30 年 7 月（抜粋）

第 1 部 保健体育編

第 3 章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第 3 節 総則関連事項

2 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章総則第 6 款の 1 のウ）

※《 》内は高等学校

部活動の指導及び運営等に当たっては，第 1 章総則第 5 の 1 ウ《第 1 章総則第 6 款の 1 のウ》に示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生《高校生》の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教

育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生《高校生》が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。

<運動部の活動>

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに、運動部の活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。

加えて、運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。そのため、例えば、競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。このように、運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

なお、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成29年4月1日から施行され、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにした。

設置者及び各学校においては、部活動指導員を活用する場合、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、生徒の自発的、自主的な参加が促進されるよう部活動指導員との密接な連携を図ることが必要である。

その際、部活動が、各学校の教育目標の実現に向けた主体的・対話的で深い学びの場となるよう、研修等の機会を適切に確保するなど、部活動指導員の指導力向上を図ることができる機会を適切に確保することが求められる。

○リンク集

- ・関連参考資料掲載ウェブサイト

(青森県教育委員会)

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/chiikiikou-suishinkeikaku.html>



望ましい児童スポーツ活動に向けた取組に関する報告書

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/files/jidousupoutukatudouhoukokusyo.pdf>



(文部科学省)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

令和4年12月

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/93813101_02.pdf



https://www.mext.go.jp/sports/content/20230216-spt_ori para-000012934_2.pdf



学校における体育活動中の事故防止について（報告書）

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm



(青森県スポーツ科学センター)

アスリートプログラムサービス（APS）の提供

<https://www.aiss.pref.aomori.jp/>



(環境省)

環境省熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>



熱中症環境保健マニュアル 2022

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php



(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

学校での事故防止対策集（調査研究）

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/337/Default.aspx>



映像資料（DVD）スポーツ庁委託事業「学校でのスポーツ事故を防ぐために」

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1765/default.aspx>



(東京大学医学部附属病院 女性診療科・産科)

「Health Management for Female Athletes Ver.3ー女性アスリートのための月経対策
ハンドブックー」

<https://www.jpnsport.go.jp/Portals/0/HMFAver3.pdf>



(日本赤十字社)

一次救命処置

<https://www.jrc.or.jp/study/safety/>



(公益財団法人日本学校保健会)

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf



(公益財団法人日本スポーツ協会)

ガイドブック 「スポーツ少年団とは」 令和5（2023）年度版

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/kouhou/R5guidebook-suposho-toha.pdf>



スポーツ少年団登録者処分基準

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/boryoku/kyu_kitei/sho_syobun_20211101.pdf



○通知文

・児童生徒の運動競技について（通知文）

青教ス第471号
平成13年6月27日



各市町村教育委員会教育長
各私立学校長
各県立学校長
各教育事務所長 殿
青森県高等学校体育連盟会長
青森県中学校体育連盟会長
青森県小学校長会長
(財)青森県体育協会会長

青森県教育委員会
教育長 佐藤 正昭

児童生徒の運動競技について（通知）

児童生徒の運動競技については、「児童・生徒の運動競技の基準」（昭和54・4・5文体体81文部省次官通知。以下「旧基準」という。）によって実施されてきましたが、このたび文部科学省においては、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進することとし、国の地方公共団体や学校への関与の見直しを行い、児童生徒の運動競技についても、各教育委員会や学校の判断によりおこなわれることが適当であることから、「旧基準」が廃止されました。

このことに伴い、児童生徒が参加する運動競技について、その適正な実施及び参加がなされるよう、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、財団法人全国高等学校体育連盟、財団法人日本中学校体育連盟及び全国連合小学校長会の4者において協議され、関係団体及び学校が取り組むための目安となる新しい基準の申し合わせがなされました。

については、旧基準に基づく県教育長通知「児童・生徒の運動競技について」（昭和54年7月16日付け青教保407号）は廃止し、県内の教育関係団体等と協議した上で、県教育委員会として、別紙の内容を新基準としますので、適切かつ円滑な運用を図り、適正な運動部活動が実施されるようご配慮ください。

なお、市町村教育委員会においては、管下の各学校に対し、また、県体育協会をはじめ各関係団体においては、傘下団体に対し、このことを周知くださるようお願いします。

児童生徒の運動競技に関する基準

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされるよう、次の基準によるものとする。

1. 学校教育活動としての運動競技について

(1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体（小学校においては小学校長会を含む）の主催又はこれらと関係競技団体との共同開催を基本とする。

ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の在籍者を対象とする運動競技については、この限りではない。

② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないように留意する。

③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。

(2) 運動競技会の開催・参加回数等

① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、市にあっては市、町村にあっては郡の区域内における開催・参加を基本としつつ、県大会については、学校運営上や児童のバランスのある生活を配慮する観点から、年会1回程度とする。

② 中学校の運動競技会は、県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生活のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。

③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加のほか、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。

- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。なお、中学生については、文部科学省と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

2. 学校教育活動以外の運動競技について

学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分に責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。

・ 中学3年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について



26受文科ス第1251号

平成26年12月11日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属中学校を置く各国立大学長

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公



中学3年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について（通知）

このことについて、平成26年3月13日付け25受文科ス第1694号により通知しているところですが、このたび、文部科学省、公益財団法人日本体育協会及び関係団体が標記のことについて協議した結果、別紙に改めることとし、第70回国民体育大会（平成27年）から実施することとなりましたので通知します。

ついては、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校に対して、各国立大学長におかれては附属中学校に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、中学3年生の参加可能な競技範囲の拡大については、今後も文部科学省、公益財団法人日本体育協会及び関係団体が、計画的・継続的に協議することとしている旨、申し添えます。

担当：文部科学省スポーツ・青少年局

競技スポーツ課国体・競技力向上担当

電話：03-6734-2999

(別紙)

、 中学3年生の国民体育大会への参加可能な競技範囲について

競技	種目	種別	実施開始大会
水泳	競泳	少年B	第49回(平成6年)
スケート	フィギュア	少年	
体操	体操競技	少年	
陸上競技		少年B	
カヌー	スプリント	少年	第61回(平成18年)
	スラローム	少年	
	ワイルドウォーター	少年	
ゴルフ		少年男子、女子	
サッカー		少年男子、女子	
卓球		少年	
テニス		少年	
ボウリング		少年	
ソフトテニス		少年	
フェンシング		少年	
アーチェリー		少年	第63回(平成20年)
スキー		少年	
セーリング		少年	
馬術		少年	
水泳	飛込	少年	第64回(平成21年)
	シンクロナイズドスイミング	少年女子	
山岳		少年	
ライフル射撃	ビームライフル	少年	第66回(平成23年)
	ビームピストル	少年	
スケート	スピード	少年	第67回(平成24年)
	ショートトラック	少年	
バドミントン		少年	第68回(平成25年)
レスリング	フリースタイル	少年男子	第70回(平成27年)
	グレコローマンスタイル	少年男子	
バスケットボール		少年	第74回(平成31年)

中学3年生の参加可能な競技数(第70回大会以降)

20 競技

(第74回大会以降)

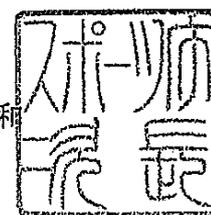
21 競技



27ス庁第142号
平成27年10月30日

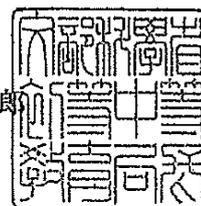
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事殿
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長

ス ポ ー ツ 庁 次 長
高 橋 道 種



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎



(印影印刷)

児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への
参加について（通知）

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけではなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きいものです。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、引き続き、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされる必要があります。

平成32年に東京においてオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催されることとされており、今後、これらの競技大会及びこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に児童生徒が参加することが見込まれるところです。

こうした状況を踏まえ、文部科学省において、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に参加するに当たっての配慮事項等を以下のとおり取りまとめました。下記事項に御留意の上、今後とも、児童生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるよう御協力願います。

以上のことについて、都道府県及び指定都市教育委員会並びに都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学長にあつては、その管下の学校に対し、御周知願います。

記

- 1 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等（以下「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等」という。）への参加については、児童生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、児童生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業への出欠については「出席」扱いとすることが適当であること。なお、この取扱は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月1日付け22文科初第1号）別紙1から別紙3における「指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」とする取扱に該当するものであること。
- 3 学校においては、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に児童生徒が参加するに当たっては、例えば各競技団体から児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面を徴するなど、保護者や各競技団体と連携して、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に参加する状況を把握すること。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線 2679）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙1

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

9 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙2

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

8 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙3

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

7 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）



事 務 連 絡
平成 2 9 年 4 月 3 日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人主管課

殿

ス ポ ー ツ 庁 競 技 ス ポ ー ツ 課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への
参加について（通知）」等に関する周知及び留意事項について

児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等の参加に当たっての配慮事項等については、「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」（平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日付け 2 7 ス庁第 1 4 2 号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知。以下「本通知」という。）にてお知らせしているところです。

また、本通知に関しては、平成 2 9 年 1 月 1 8 日に開催された都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、上記通知の趣旨が学校等に確実に伝わるよう適切な周知をお願いするとともに、オリンピック・パラリンピック以外の競技についても、部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができる旨周知しているところですが、新年度になり、児童生徒の各種競技大会等への参加に関する申出や「出席」扱いに関する相談が新たに行われることも見込まれることから、都道府県及び指定都市教育委員会担当課並びに都道府県私立学校主管課にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学法人主管課にあつては、その管下の学校に対し、改めて本通知の趣旨について御周知願います。

なお、本通知に係る事務の取扱については下記の事項に留意していただくようお願いいたします。あわせて、各学校における本通知に係る事務の適切な取扱に資するため、「Q & A」を作成しましたので、参考として送ります。これらについてもあわせて御周知願います。

【留意事項】

- 1 オリンピック・パラリンピック以外の各種競技についても、学校部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができるものであること。
- 2 校長は、体力に優れ、著しく競技水準の高い児童生徒から各種競技大会等への参加について申出があった場合、
 - ①児童生徒の各種競技大会等への参加に伴う教育的効果（生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成、健康の増進、体力の向上、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感の育成等）を適切に把握した上で、
 - ②当該児童生徒の心身の発育・発達の状況
 - ③当該児童生徒の学校教育上の状況等について懸念される事項（各種競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達に悪影響を与える可能性や当該児童生徒の学業や生活への支障等）がある場合、当該教育的効果とこれらの懸念される事項を照らし合わせる等の方法を通じて、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるか否かを判断すること。
- 3 校長は、当該児童生徒の各種競技大会等への参加が決定した後のみならず、2の判断を行うに当たっても、当該児童生徒が各種競技大会等に参加する教育的効果や活動状況を具体的に把握できるよう、児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面の作成を依頼するなど各競技団体等と必要な意思疎通を図ること。
- 4 校長は、2の判断を行った場合には、判断の理由を当該児童生徒の保護者に対して丁寧に説明するなど、保護者と適切に意思疎通を図ること。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線 2679）

- ・運動部顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（通知文）



運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応（再送）

平成30年3月30日
(公財) 日本中学校体育連盟

運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）が大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けた取組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、(公財)日本体育協会、(公財)高等学校体育連盟等においては、これらの行為に対して厳しく対処している。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気をも明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止策について継続して検討してきた。

スポーツを文化として大切にし、教育者として指導する者には必要ないと信じているが、本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

- 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件
(公財)日本中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等(以下「指導者等」という)は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

- 以下の文を全国中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する

「(公財)日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

- 2 本連盟による対応・処置の対象となる者
各中学校(中等教育学校及び義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等
- 3 本連盟の対応
 - 1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する
★後任の補充は、該当都道府県中体連会長と相談し、該当都道府県中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする
 - 2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する
- 4 判定及びその時期
 - 1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点
- 5 期間
 - 1) 違反行為1回目
校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする
(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする)
 - 2) 違反行為2回目
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする
- 6 本対応は、平成30年4月1日より施行適用する。

・体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知文）【全国高体連】



26 全国高体連第42号
平成26年5月20日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 小野 力



体罰根絶全国共通ルールの制定について（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、体罰の根絶に向けて、本連盟は一昨年度来、「運動部活動における体罰根絶に向けて」の通知文を発出し、また、日本中体連と合同で「体罰根絶宣言」を発信しました。昨年度には、4月にスポーツ関係5団体と協力し、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しました。また、その中で具体的な取組が行われるよう、5月に高体連独自の「行動宣言」を出しました。さらに、昨年度インターハイの全競技会場には、根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなど、様々な取組を行ってまいりました。

しかし、社会全体で体罰や暴力行為等を一扫しようとの機運が高まっている中であるにもかかわらず、運動部活動における体罰が散見されることは、誠に残念なことであります。

今後、こと体罰の問題は、全国共通の問題として捉え直し、各都道府県高体連が共通して指導する部分を「全国共通ルール」として設定し、この共通ルールの趣旨・内容を全ての加盟校及び指導者に対し周知徹底する必要があると考えています。その共通理解のもとに、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連が、組織をあげて体罰根絶に向け指導することが、根絶宣言の具現化につながると考えます。

このことは、公益財団法人としての全国高体連や各加盟校を直接管轄する立場にある各都道府県高体連の責務でもあります。関係機関と連携を図りながら、高体連の各組織が一丸となって、「全国共通ルール」のもと体罰を根絶させる取組を行うことが、全国120万人の登録生徒の健全育成に良い影響を及ぼし、広く社会からの信頼を得ることにつながると考えます。

つきましては、別紙の「全国共通ルール」の制定のねらい、内容、運用等を管下の加盟校及び全ての指導者に周知徹底し、体罰根絶の取組を一層充実させるようお願いいたします。

また、本ルールの周知理解を促すため、別添えの「各加盟校の校長先生方へ」及び「運動部活動指導者の皆様方へ」を作成いたしました。併せて、ご活用方お願い申し上げます。

<別紙>

1 体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的なルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

2 体罰根絶全国共通ルール

- (1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール
- ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）
- イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。
また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。
- (2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

3 体罰根絶全国共通ルールの運用について

- (1) 本ルールにおける体罰は、平成25年5月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を参考にして、適用の対象とする。
参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- (2) 本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式により各都道府県高体連に報告する。
- (3) 運動部活動にかかわる場面での体罰について、本ルールを適用する。
（ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。）
- (4) 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中を含むこととする。
- (5) 本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。

○スポーツ少年団の理念

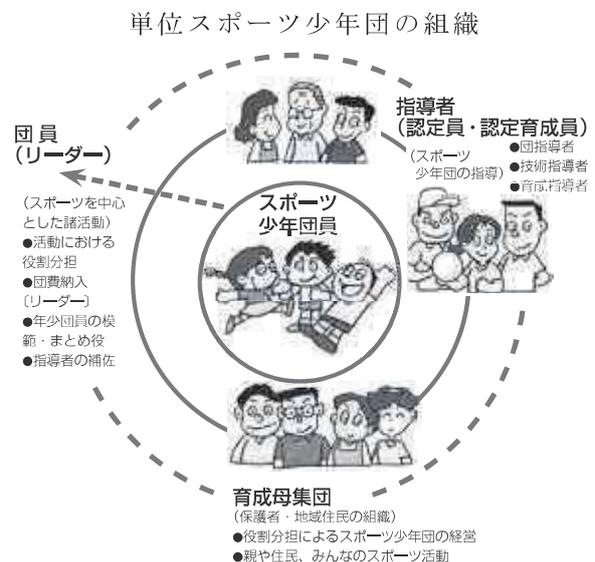
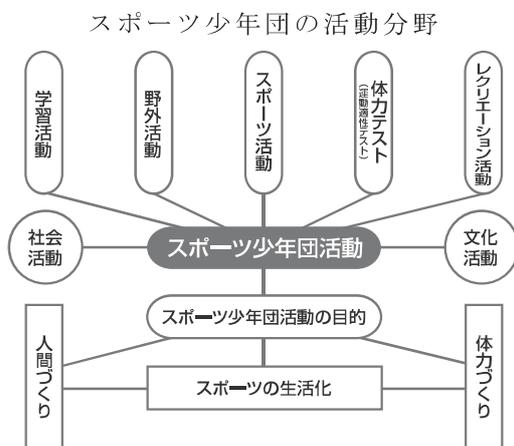
- ・一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- ・スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- ・スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

○日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくれます。

○日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。



【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針作成会議委員】

国立大学法人弘前大学教育学部	教授	上野 秀人
青森県スポーツドクターの会	理事 (青森労災病院整形外科)	前田 周吾
青森県小学校長会	総務部長 (青森市立浜館小学校長)	宮野 孝晶
青森県中学校長会	会長 (青森市立浦町中学校長)	木村 信一
青森県高等学校長協会	常任理事 (青森県立弘前高等学校長)	古川 浩樹
青森県中学校体育連盟	会長 (青森市立古川中学校長)	澤田 孝頼
青森県中学校文化連盟	会長 (青森市立南中学校長)	渡邊 諭
青森県高等学校体育連盟	会長 (青森県立青森西高等学校長)	岡 一仁
青森県高等学校文化連盟	会長 (青森県立青森東高等学校長)	竹谷 孝治
青森県高等学校野球連盟	理事長 (青森県立青森工業高等学校教諭)	玉熊 康成
青森県女子体育連盟	理事長 (青森県立木造高等学校教諭)	中畑 歩美
公益財団法人青森県スポーツ協会	事務局次長	蛭名 友実
青森県スポーツ少年団	本部長	小山内 修
青森県総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会	幹事長	鹿内 葵
青森県PTA連合会	会長	横岡 千和子
青森県高等学校PTA連合会	副会長	高橋 尚裕
青森県スポーツ推進委員協議会	委員	柿崎 泰明
一般社団法人青森県文化振興会議	専務理事	逢坂 清悦
青森県環境生活部 県民生活文化課	総括主幹	西川 司信
青森県教育庁教職員課	課長	吉川 満
青森県教育庁学校教育課	課長	嵯峨 弘章
青森県教育庁スポーツ健康課	課長	伊藤 明德

[令和5年12月現在]

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針

発行月	令和6年 月
発行	青森県教育委員会
編集	青森県教育庁スポーツ健康課
TEL	017-734-9907